

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 4 日現在

機関番号：14301
研究種目：基盤研究(A) (一般)
研究期間：2011～2015
課題番号：23242042
研究課題名(和文) 東アジアにおける犯罪と社会 犯罪法制史への試み

研究課題名(英文) Crime and Society in East Asia

研究代表者
富谷 至 (Tomiya, Itaru)

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号：70127108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 32,700,000円

研究成果の概要(和文)：「東アジアにおける犯罪と社会」について行ってきた国際共同研究は、(1)研究構成員のそれぞれの成果報告 (2) シンポジウム (3)辞書・索引の作成と公開 (4) 一般への還元の4つに分かれる。(1)にかんしては、著書 点、論文 点を発表した。(2)は、2011年度から京都、ドイツ、中国、京都で毎年国際学会を開催した。(3)は、『礼記』日英の用語辞典ファイルを作成、(4)は、一般に向けての講演を毎年おこなった。

研究成果の概要(英文)：Crime and society in East Asia, this reseach project consisits following four items and established each result).(1) Publications(12 articles, 8 Books),(2) Conferences (from 2013 to 2016, every year, held in Asia and Erope),(3) deta-base(the legal terms of the Note of Ritual(『禮記』)),(4) lecture and publication to commons

研究分野：東洋史学

キーワード：犯罪 刑罰 正義 罪穢 宗教 世界の東洋学

1. 研究開始当初の背景

申請者富谷は、中国古代法制史研究を研究課題として、刑罰制度、法典編纂等に関する成果、『秦漢刑罰制度の研究』(京都大学学術出版会)、『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』(朋友書店)、『東アジアの死刑』(京都大学学術出版会)、『文書行政の漢帝国』(名古屋大学出版会)を発表してきた。一連の研究のキーワードは、「刑罰」「法典」「刑法」「行政」などであり、これまで科学研究費(基盤A、基盤S)の恩恵も得た。

刑罰、法典にかんしての研究は、一応の成果を得たと考えてはいるが、法制史のこれまで研究をふまえ、さらに研究を発展させる今ひとつのテーマとして「罪」という問題が残っている。「法」「刑」「罪」のこの三つを考究し、解明することで法制史の体系的な研究が完成するのではないかと考えている。そこで、申請者の研究の総括として、また申請者が当該研究機関に属する最後の研究として、「東アジアにおける罪と社会 犯罪法制史への試み」を志向するにいたった。

また、これまで進めてきた研究で掲げた課題の今ひとつは、「アジアの東洋学」から「世界の東洋学」であり、それは東洋学の国際化に止まらず、東洋学の地位を欧米においても高めることにある。そのために申請者は、精力的に欧米でシンポジウム、研究会を開催し、また若手研究者の育成に努め一応の基礎は築くことができたと自負している(その成果としてスウェーデンから2009年に北極星勲章コマンドール章を授与された)。下記「研究計画」「準備状況」で詳述するが、ドイツ、中国の研究機関と協力して進める国際共同研究としての本研究は、「世界の東洋学の完成」のための総括的研究とする。

2. 研究の目的

本研究は、東アジアの古代から近代にいたる期間を対象として、犯罪の制度史的研究であるとともに、世界の Oriental Study を完成する国際的学術研究である。

- 1, 絶対的悪と相対的悪の歴史的考察、
- 2, 官僚制度と犯罪 公罪と私罪、その発生と展開、
- 3, 宗教と犯罪 儒教の罪、仏教の罪
- 4, 性差と犯罪 男の罪と女の罪、家族と犯罪
- 5, 犯罪の比較地域的研究 インド、朝鮮、中国、日本。

以上の観点にたつて、東アジアの歴史、制度、思想を照射し、東アジア世界の法文化、正義とは何かを考察する

3. 研究の方法

京都大学人文科学研究所、ドイツミュンスター大学東洋学研究所、中国政法大学法律古籍研究所とのトライアングル体制のもとで、国際共同研究を行う。

研究組織は、富谷を代表者として、国内で4名の研究分担者、2名の連携研究者、5名の海外研究共同研究者、さらに4名の海外研究協力者で組織し、5つの研究領域を分担し研究を進める。

研究成果の毎年の外部評価と「東洋学の国際化」のために、毎年ヨーロッパとアジア(日本・中国)で交互にシンポジウムをおこない、若手の研究者の参加と育成もはかる。

研究成果としては、研究分担者、連携研究者による毎年の論文発表(英語、中国語)、罪名、刑名等刑事用語の日・中・英の対訳語彙集、および刑事法関係の英文表現参考書の作成と出版、最終成果報告論文集の出版をめざす。

4. 研究成果

以下が当該科研により、得られた成果であり、より詳細は、2016年2月に刊行した成果報告ともいえる『漢唐法制史研究』(富谷至著、創文社)に詳しい。以下、その要約と形で、本研究の成果を記す。

中国の法律・刑罰制度は秦漢帝國において、すでに相當なレベルに達し、三國時代、南北朝時代を経て八世紀唐王朝では、驚くべき完成度を有し、東アジア世界、朝鮮、日本の法制に計り知れない影響を及ぼしたことは、周知のことである。本書は、魏晉南北朝時代に、漢の法制が継承されつつ改變され、唐の法制に至るその経緯をたどり、そこから中国近代法制度の特徴と展開、中国古代法制と中世法制の相違を明らかにすることを目指すものである。

上記の趣旨のもと、本研究は、「法典」「刑罰」「犯罪」の三部をもって構成するが、「犯罪」により重心をかけ、そこから正義とは何かを考究した。

第一部 「法典」

漢と唐の律と令、両者は、用語の定義、法の形態、内容等の面で全く異質なのである。

第一章「晉泰始律令への道」では、漢の律と令 律と令の法形式は秦から漢に受け継がれて漢帝國において定まるが故、以後は、漢律、漢令の呼稱でもって、皇帝政治のもとでの中国古代法を説明することにする。がどのようにして立法化され、それが編集され法典となるのか、そもそも典籍としての法典が、いつ頃、どのような経緯で誕生するのか、刑罰法規と非刑罰法規はどのような経緯で分離していくのか、そういったことの要因を考察する。漢の時代の書寫材料は簡牘であった。言うまでもなく、漢律も漢令も木札、竹札に書かれたのであり、法の形式、法の權威付け、さらには法の條文の整理は、この簡牘という書寫材料と密接な関係をもっていた。換言すれば簡牘という書寫材料によって法形式は決定されていたといっても

よいかもしれない。

第一章は、この簡牘という書寫材料を一つの座標軸に据え、今ひとつの座標軸として儒教の經典を置き、その座標面のうえで、漢の律令の變化を考えてみた。法令、特に令から編纂された律が遵守すべき法令としての權威を有するに、漢は經書と律を同じ地位におくことで、律の權威を保証したのである。その段階で、經書はすでに典籍になっていたことにより、律の法典化を促進することになり、律典は三世紀魏文帝の時代に魏律十八篇として制定され、これが中國法制史上はじめての法典の誕生であった。

經書の影響は、これだけではない。儒教の徳目のひとつである、「禮」は、行動の規範であるが、同じ規範としての「法」にそれは、計り知れない影響を及ぼした。實は、本書全體のなかで一貫して取り上げているテーマのひとつは、この禮と法との関係で在り、刑罰、犯罪に関して禮がどのような影響をあたえ、法との間で融合、葛藤が生じたのかであるが、法の規定の中に禮の規定が入りこみ、またすでに典籍となっていた禮典に倣って法が典籍として編纂される方向付けをした。とりわけ周の理想的行政制度を記した『周官』つまり『周禮』が後漢以降注目され、それが現實的行政典の成立へ多大の貢獻を成したのである。

晉泰始四年(268)、晉泰始律二十卷と泰始令四十卷が制定される。ここに中國法制史上はじめての律と令の法典が出現し、刑罰法典である律と行政法典の令の區別もこれより始まり、唐律・唐令へとそれが引き継がれることになる。

晉泰始律令の誕生は、中國律令史の畫期でということを確認しておきたい。

第1部第二章「漢律から唐律へ」では、第一章とはいささか別の角度から漢から唐への法令、とくに律の性格の變化を考察した。

高度に完成された唐律であるが、それが現實の犯罪案件の論斷において、どこまで利用されたのか、精緻な體系に相應して、個別の事案に逐一條文を引用し、犯罪要件を充足しているか否かを仔細に検討し、唐律正文の條文を引用して判決、議論がなされる、そういった資料を探し出すことは大變困難である。一方、唐律より一千年前の漢律に関していえば、残されている司法關係の文書から、判決にあたって、實に丁寧な律の條文を引用し、そのうえで論を展開している。

漢律から唐律にいたる經緯を考察していくと、やはりこの二つの法典はその性格が大きく變化したと言わねばならないのである。

變化は五世紀から六世紀にかけての異民族王朝北魏を境として律はその性格を轉換したと考えられる。ではなぜ、どういった理由、背景があつて性格の變化をもたらしたのか、

第二章はそれを「律の經書化」「法適用の底流」「犯罪の成立の要件」そして「その性格が變化した律にかわる實用法典の誕生」と

いう、四つの視點から考え、それぞれが重層的、かつ有機的に影響をおよぼし、漢律の性格を變化させていき、そこから唐律の實用性の減殺をさせた結論づける。

四點に通底するものは、やはり儒教、禮制度ということがらであろう。刑罰法規、刑事裁判の準則である律(漢律)は次第に經典と接近し、また經典と同じ扱いを受ける。そして律の正の文の内容も、經とりわけ禮經の規定の影響を受け、刑罰規定と倫理規定が一體となっていく、私はそれを「裁判規範」から「行爲規範」への變化ということで説明づけてみた。ここで論じた事のひとつは、漢から唐にかけてに介在した北魏という異民族政權がそれまでの中國法を吸収して胡漢融合を進めたことが、禮と法の合體、法典の性格の變化に棹さしたと考えたことにある。異民族北魏、そして北周の存在は、第部、第部における刑罰、犯罪の考察においても重要な視點となる。北魏という異民族の時代は、法制史において古代から中世への轉換點をもたらしたと私は考えている。

第部 刑罰

笞・杖・徒・流・死の五刑は、唐律に規定された正刑であり、それは日本の大宝律にも採用され、律令制のもとでの日本の刑罰ともなっていた。

しかし、かかる五刑は中國古代、秦漢時代の正刑であったのかと言えば、そうではない。漢律が規定する正刑(法定正刑)には、流刑、笞刑、杖刑といった刑罰はその名稱が見えない、もしくは刑罰としては位置づけられてはいない。第部「刑罰」は、漢から唐にいたる刑罰制度を考察し、そこに漢的刑罰理念から隋唐の異質の刑罰體系の成立を考証し、また別に、中國古代から變わることなく連綿として横たわる刑罰理念を指摘する。

第一章の死刑、第二章流刑、そして第三章の笞杖刑は、言うまでもなく唐の五刑を個別に取り上げてその由來、法定正刑としての成立過程を論じたものである。五刑という以上、今ひとつの刑罰つまり徒刑(強制勞役刑)をとりあげねばならないのであるが、この勞役刑にかんしては、漢から唐にかけて一貫して存在しそこに取り上げるべき大きな變化は見當たらぬように思えたがため、また流刑をはじめ他の刑罰の考察の中でこの勞役刑も取り上げることで、単独では章を設けなかった。

第一章「窮極の肉刑から生命刑へ」は、死刑の變遷を論ずる章である。古代から中世さらには近世におよぶ死刑の執行形態は、腰もしくは首を切斷すると首を絞める方法の三種類しかなかった。法定正刑としての死刑は、腰斬・斬首・絞首であるのだが、首を切斷するのと、首を絞める執行方法は、殺害を執行する身體の部位はともに首であっても、切斷と絞殺の方法の違いには、刑罰の目的と理念の相違が存在していたのである。

秦漢の刑罰は、身體毀損刑と勞役刑が組み合わされていたのであるが、身體毀損は黥・劓・斬趾・腐・斬首と身體の部位を切斷し、切斷による傷害の深刻度が刑の輕重を形成していた。かかる肉刑と呼ばれた身體毀損刑がなぜ存在してのか、それは刑罰の基本理念が追放にあり、身體の切斷は正常にたいする異形をもって、その追放を具現化し、刑は「型」「形」に通じることでも明らかのように、象徴としての形であった。

身體毀損刑は、前漢文帝期に廢止されるが、それに代わって用いられた髡鉗刑もこの象徴としての性格を維持していた。後漢の王充がそれらを象刑といったのも、肉刑に代わる象徴という意味に他ならない。

このなかで死刑は依然として、切斷の形を維持していた。それは身體毀損刑の窮極に位置し、また生命剥奪という最終的追放と言ってよからう。かかる意味で切斷を伴わない絞殺が死刑の執行形態として登場するのは、それまでの刑罰の理念が變わる畫期的なことであった。

絞殺刑が法定正刑として登場するのは、五世紀北魏の時代であった。そこには、北方異民族の刑罰が大きく影響をおよぼしたのである。「窮極の肉刑から生命刑へ」という死刑の性格は變化し、それが唐の死刑へと繋がっていくのであるが、胡漢融合が將來した刑罰理念の變化は、他の五刑、つまり流刑、笞杖刑の採用とも關係する。

しかしながら、一方で異民族の時代を経ても變わらなかった中國刑罰の目的が存した。死刑にもどっていえば、確かに法定正刑は腰斬、斬首、絞首であったが、その周辺に二次的死刑が置かれていた。それは「屍體の處刑」であり、梟首、磔、車裂(輶)がそれに屬する。これは、死刑囚を殺害したのち、屍體に加えられる處刑であり、二次的死刑といってもよい。實は、この「屍體の處刑」こそ、前近代の中國の死刑を特徴づける死刑といってもよく、先の「生體の處刑」が變遷において淡泊であり、殘酷性が希薄なのは、この二次的死刑の存在と關係するのである。このような付加刑的死刑が存在したのは、中國古代、否、帝政中國に共通して認められる中國特有の刑罰の目的と存在意義に關わる。すなわち、刑罰の目的が應報にあるのではなく一般予防にあったことに起因する。「生體の處刑」に分類される死刑である斬首、腰斬は、囚徒の殺害を目的とした處刑であるが、執行は市場での公開を前提としていた。そして「屍體の處刑」はもはや、囚徒が對象となっているのではなく、囚徒の遺體は手段でしかない。それは一般民衆が死刑にあたる罪を犯さないための威嚇手段である。處刑の後の遺體を何らかの形で見せしめにして犯罪の抑止と秩序の維持を目的とする。そこには他の世界の刑罰が原初形態として有する應報という要素は、見られない。このことは、本書の各章で取り上げ論じている問題でもある。

第二章「徙遷刑から流刑へ」と第三章「笞杖の變遷」は、唐の五刑の笞刑、杖刑、流刑が漢の肉刑とは異なった刑罰として、ともに北魏を境にして登場することを論じた二章である。このうち、流刑についていえば、強制移動を伴う刑罰は漢代から「徙遷」という法的措置が存在し、また制裁としての輕重も唐とは異なる。流刑の變遷は、秦漢から隋唐にいたる刑罰體系の歴史にもっとも影響を受け紆余曲折を経たといってもよい。肉刑の廢止にともなう有期刑の登場、宮刑の消滅、そして北魏にいたっての新たな刑罰理念の導入、まさにその道程に残された轍を流刑は辿ってきたのである。また、笞刑にかんしても、秦漢にあっては、あくまで訓戒、叱責としての「督」であり、身體毀損をともなう追放としての「刑」の範疇には入らなかった。笞、杖、鞭にも嚴格な區別がなかったのも、それが「刑」とは見なされていなかったからだとも言えよう。職務上の非難するべき行爲が、「罪」と認識されたのかどうかは、微妙なところであるが、かりに「罪」を負の評価を與えられる行爲と定義づけるとすれば、それは罪といえ、成績劣等もそこに分類されてもよいかもしれない。

ただし、一方で、笞杖が殺人、傷害等に科せられる刑罰と同類かと云えば、そこには懸隔を認めざるをえない。刑罰の目的という点で考えてみた場合に、笞刑と肉刑、もしくは笞刑と勞役刑は異なり、笞刑はいわば叱責の具現化であり、それは主權者(皇帝)の要求に應えることができなかつた、皇帝の期待、命令を十全に果たせなかつたことに關しての指導、命令に對す服従の強制措置ともいえる。この笞杖が、北魏において死刑、流刑、徒刑の下に正刑として位置づけられ、ここに初めて笞・杖刑は刑罰となったのである。

第一部刑罰の最後に、「宮刑と腐刑」に關する考察をおこなつた。そこでは、性器切斷の刑罰が一見反映刑と見なされがちであるが、そうではないこと、腐刑が男女間の性的犯罪に對して科せられる刑罰という考えは、後になって儒教の影響をうけて出てきた説であり、事實に基づくものではないことを考証し、さらには腐刑と宮刑は全く同じ刑罰の言い換えではないとの私見を提示した。肉刑が廢止された後にも宮刑は皇帝の出す敕令の中で採用され、また姿を消していく。宮刑は、皇帝政治のなかから登場し、その皇帝政治の鬼子である宦官の存在がその効力を減殺させ消滅に導いた極めて「中國的な」刑罰であつたといつてもよい。

第一部 犯罪

犯罪には、それ自體が悪とされる「絶對的犯罪」(たとえば殺人、窃盜)と被害者のない作られた悪、「相對的犯罪」に二分される。後者に屬する賄賂罪、性的犯罪(淫乱・姦淫)などの行爲が何故犯罪となるのか。異なる時代、異なる地域においては、かかる作られた悪は、犯罪を構成しないし、處罰の對象にも

なっていない。また、同じ社会、國家において時代が移っていく中で、稱賛される行為が非難される悪ともなっていく。それを考えることは、まさに歴史を解明することに他ならない。

違法行為として法律に規定される行為のうち、相対的悪は、倫理道德の基準と切り離して考えることはできない。中国には儒教が政治、制度に計り知れない影響を与えたことは、周知のことであるが、律に規定された犯罪がこの儒教の影響のもとである行為は価値が変化し、ある行為は変化しなかった。中国の犯罪は、禮義（倫理道德）と違法行為の交差のなかで展開していく。

犯罪の諸形態、違法行為の認定というテーマをもって歴史を考察していくことは、誠に有効な歴史研究の方法であると私は近年考え、「犯罪法制史」それは、「犯罪學 criminology」でもなく「犯罪の歴史 history of crimes」でもない、こういった行為が犯罪と認められたのかを考えていく研究であるの重要性と一層の確立を目指してきた。ただ残念なことに、私の研究は完成に至らなかった。本章で体系的な犯罪法制史研究として誇れる成果をだせず、第 3 章の三つの章は犯罪の事例研究に止まることを認めねばならない。

ここに示した三つの章は、中国犯罪制度史において、共通するのは、儒教倫理との交差であり、具体的に言えば、もともと推奨される禮的行為であったものが、やがて非難、禁止される行動として負の評価が定着し、それが違法行為として律に規定されるようになる賄賂罪（第一章「儀禮と刑罰のはざま 賄賂罪をめくって」）共同體においてはある特別な状況の下での「境界を越えた」特殊な行為しか禁止されていなかったものが、儒教的禮教が教化される流れのなかで、一般普遍的な行為も違法行為として禁止されるにいたる姦淫罪（第二章「男と女の犯罪 姦淫罪」）この二つの犯罪は、儒教倫理の法律にあたえる影響が異なる方向に作用した犯罪構成の例である。そして、そこには、本書で主張する中国刑罰が有する威嚇、予防の目的、および北魏における法律の制定、そして唐の律が有する行為規範としての性格が一連の流れの中で認められまたその影響を受けていることは、強調せねばならない。

そして最後の第三章、復讐をあつかう「正義の殺人」は、殺人という絶対的悪をも儒教倫理が肯定し、犯罪行為と禮的實踐を止揚できない中国の法治が、皇帝による超法規的措置を認めることで、矛盾を回避しようとしたことを考察する。

それは、東アジアの歴史の独自性に迫るとともに、その先に「正義とはなにか」「東アジアにおける正義の概念」を見据えるものである。

中国の正義とは、公平、平等ではなく、信義、節義、忠義、孝義への合致である。その

信義、忠義、孝義というものは、主観的なもので、他者と共有できるものでない。つまり中国的正義は「各人に彼のもの」といった客観性をもった配分正義には、結びつかず、むしろそれは配分正義と対立し、否定する正義と言ってよいかも知れない。

以上、「東アジアにおける犯罪と社会」(二〇一〇年～二〇一五年度 基盤研究 A)の交付を受けてすすめてきた国際共同研究の成果である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 12 件)

西川真子、中国の小学校国語教科書『語文』の中の文学作品 中国文学と外国文学の関係を中心に、名古屋外国語大学外国語学部紀要、査読有、50号、2016、pp. 85 - 113

冨谷 至、從漢律到唐律、法律史譯評、査読有、2014 卷、2015、pp. 112-158

Christian Wittern, "Some observations concerning rules and the violation of rules in Chan/Zen Buddhism", Public Notion of Crime and Law in East Asia -- Crime and Society in East Asia --, edited by Itaru Tomiya and Reinhard Emmerich, 査読無、Kyoto, 2013、2015、pp.113-120.

宮宅潔、中國古代「罪」的概念 罪穢、淨化、分界、柳立言主編『史料與法史學』(台北：中研院史語所) 査読無、2015、pp.69-102

佐藤達郎、『続漢書』百官志と晋官品令、関西学院史学、査読有、42号、2015、pp.1-19

西川真子、中国の小学校国語教科書が描く自然・人間・社会 人民教育出版社『義務教育課程標準実験教科書 語文』四年級下冊を中心に、名古屋外国語大学外国語学部紀要、査読有、49号、2015、pp27-48

西川真子、中国の義務教育課程国語教科書の特色について 人民教育出版社刊『語文』六年級下冊を中心に、名古屋外国語大学外国語学部紀要、査読有、48号、2015、pp.63-90

冨谷 至、The Conception of Fornication —From the Han to the Tang code、中国古代法律文献研究、査読有、8 卷、2014、pp. 130-147

佐藤達郎、魏晋南朝における情理の語について、関西学院史学、査読有、第 41 号、2014、pp.65-81

冨谷 至、漢律から唐律へ、東方学報、査読有、88 卷、2013、pp.1-79

佐藤達郎、後漢末の弓矢乱射事件と応劬の刑罰議論、関西学院史学、査読有、第 40 号、2013、pp.1-15

Christian Wittern, Digital Editions of Premodern Chinese Texts: Methods and Problems, Chung-Hwa Buddhist Journal, 査読有、卷 1、2012、pp167-193

〔学会発表〕(計 12 件)

Christian Wittern, Some remarks concerning merit and sin in two passages from the 景德傳燈錄 Jingde chuandeng lu, "Crime and Society in East Asia", International Conference: Japan, Germany, and China, Kyoto University, March 22-23, 2016.

古勝隆一, Poisonous Gu 蠱 in the Sui and the Early Tang Society :From the Viewpoint of Law and Medicine at "Crime and Society in East Asia", Symposium : in Beijing China, March 24, 2015.

伊藤孝夫, A Comparative History of Criminal Abortion and Infanticide, Crime and Morality in East Asia Kyoto- Muenster Seminar in 2014, 23-25 March, 2014

古勝隆一 : Lü Shu (律疏) and the yishu (義疏) scholarship Crime and Morality in East Asia Kyoto- Muenster Seminar in 2014, 23-25 March, 2014

宮宅潔, 罪的汚穢與刑場—以「衢」爲線索、「史料與法史學」學術研討會、台灣中央研究院歷史語言研究所、2014

Christian Wittern, "Some observations concerning rules and the violation of rules in Chan/Zen Buddhism", at Public Notion of Crime and Law in East Asia, Münster University, Sep. 3-5, 2012.

宮宅潔, Crime and Impurity in Early China, at Public Notion of Crime and Law in East Asia, Münster University, Sep. 3-5, 2012

古勝隆一, Some Remarks on Liu Yuxi 's 劉禹錫 Notion of Law, at Public Notion of Crime and Law in East Asia, Münster University, Sep. 3-5, 2012.

富谷 至, The Conception of Fornication: from the Han Code to the Tang Code, at Public Notion of Crime and Law in East Asia, Münster University, Sep. 3-5, 2012

伊藤孝夫, the Moral Crimes in Japanese Legal History, at Public Notion of Crime and Law in East Asia, Münster University, Sep. 3-5, 2012

富谷 至, 前近代中国狄刑罰と復讐、北京大学國際漢學家系列講座 45 講(北京大学國際漢學家研修基地) 2012

宮宅潔, 中国古代の「罪」概念 - 日本・欧州との比較を中心に -、學術シンポジウム「前近代中国の司法制度」 2012 年 12 月 1 日 富山大学人文学部 招待講演、2012

〔図書〕(計7件)

富谷 至, 創文社、漢唐法制史研究、2016、542

富谷 至, 筑摩書房、中華帝国のジレンマ 礼的思想と法的秩序、2016、222

Itaru Tomiya, Reinhard Emmerich, Kyoto University, Crime and Society in East Asia, 2016, 101

Itaru Tomiya, Reinhard Emmerich, Kyoto University, Crime and Morality in East Asia, 2015, 140

富谷 至, 嶺南大学出版会、東アジアの死刑(韓国語版)、2014、675

Itaru Tomiya, Reinhard Emmerich, Kyoto University, Public Notion of Crime and Law in East Asia, 2013, 189

富谷 至, 京都大学学術出版会、Capital Punishment in East Asia, 2012、528

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

富谷 至 (TOMIYA Itaru)

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号: 70127108

(2) 研究分担者

クリスチアン・ウッテルン (WITTERUN Cristian)

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号: 20333560

宮宅潔 (MIYAKE Kiyosi)

京都大学・人文科学研究所・准教授

研究者番号: 80333219

古勝隆一 (KOGATI Ryuichi)

京都大学・人文科学研究所・准教授

研究者番号: 40303903

伊藤孝夫 (ITO Takao)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号: 50213046

(3) 連携研究者

佐藤達郎 (SATO Taturou)

関西学院大学・文学部・教授

研究者番号: 30340623

西川真子 (NISHIKAWA Mako)

名古屋外国語大学・外国語学部・教授

研究者番号: 80319384